

7 監査公表第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和7年2月27日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	高木 勝利
同	水町 博之
同	千々松 英樹

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号及び第2項の規定に基づく財務監査（定期監査）

第2 監査の対象、区分及び実施期間

1 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を、工事監査は各局等所掌の工事等を対象として実施した。

2 監査の対象局等、区分及び対象期間

(1) 総務企画局

（事務監査）令和3年10月から同6年10月まで

（工事監査）令和4年4月から同6年3月まで

(2) 財政局

（事務監査）令和3年10月から同6年10月まで

（工事監査）令和4年4月から同6年3月まで

(3) こども未来局

（事務監査）令和3年8月から同6年9月まで

（工事監査）令和4年4月から同6年3月まで

(4) 経済観光文化局

（事務監査）令和3年9月から同6年9月まで

（工事監査）令和4年4月から同6年3月まで

(5) 道路下水道局

（事務監査）令和3年9月から同6年9月まで

（工事監査）令和4年4月から同6年3月まで

(6) 消防局

(事務監査) 令和3年10月から同6年10月まで

(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで

(7) 交通局

(事務監査) 令和3年10月から同6年10月まで

(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで

(8) 教育委員会

(事務監査) 令和3年8月から同6年10月まで

(工事監査) 令和4年4月から同6年3月まで

なお、工事については、福岡市事務分掌規則等に基づき当該業務を所掌する局区等に対する結果として取扱う。

3 監査実施期間

(事務監査) 令和6年8月19日から同年10月10日まで

(工事監査) 令和6年6月27日から同年10月31日まで

第3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査は、前記の対象事務が、合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表8までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を実施した。

なお、事務監査では、対象部署の業務内容等を踏まえた具体的な部ごとの重点事項として「準公金等」等を設定するとともに、複数の部局に共通する事務事業の中から横断的にチェックする重点事項として「委託契約事務」を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の局等を横断して重点的に監査を実施する事項（重点事項）として「法令遵守」、「契約変更」を設定し、総合評価落札方式により契約された工事については、落札者の選考過程について、さらに契約金額が250万円以下の小規模工事等については、「原課契約における契約事務について」をテーマとして監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項が見受けられた。その中には、過去の事務処理誤りと同様のものもあることから、各局等においては誤りを繰り返すことのないよう、内部統制制度のもと、適正な事務執行の確保に努められたい。

(事務監査)

1 局別監査

(1) 総務企画局

特に指摘する事項はなかった。

(2) 財政局

特に指摘する事項はなかった。

(3) こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

(4) 経済観光文化局

- ① 会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
パートタイム会計年度任用職員に係る事務において、次のような事例が見受けられた。

関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

ア パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当は、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて行った勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額、7時間45分を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額、1か月当たり60時間を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額（ただし、午後10時から翌日の午前5時までの勤務については、各割合に100分の25を加算）を支給することとなる。

しかしながら、令和5年度及び同6年度の時間外勤務等命令簿について、時間外勤務時間数をすべて100分の125の欄に記入するとともに時間外勤務時間数の記入誤りもあり、時間外勤務手当の支給額が誤っているものがあつた。

なお、時間外勤務従事後の直接監督者及び所属長の確認欄すべてに記載がなかった。

イ 勤務を要しない日の1日単位の振替を行う場合、勤務を要しない日の振替等命令簿の勤務することを命じる日の勤務時間については、正規の勤務時間を記入することとなる。

しかしながら、令和5年度及び同6年度の正規の勤務時間が割り振られた日において、勤務を要しない日の振替等命令簿に時間外勤務時間を含めた勤務時間を記入し、時間外勤務等命令簿により時間外勤務を命じておらず、時間外勤務手当を支給していなかった。

(課長 (アートのまちづくり推進担当))

(5) 道路下水道局

特に指摘する事項はなかった。

(6) 消防局

特に指摘する事項はなかった。

(7) 交通局

特に指摘する事項はなかった。

(8) 教育委員会

① 債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

校舎等の破損に係る損害賠償金債権の管理において、次のような事例が見受けられた。

行政上の不作為との指摘を受けることがないように、必要な措置を講じるとともに、福岡市債権管理条例、福岡市債権管理条例施行規則、債権管理マニュアル等に基づき、適正に管理されたい。

ア 債権を適正に管理するため、債権ごとに、名称、金額、債務者の氏名及び住所、納期限又は履行期限、督促に関する事項その他市長が必要と認める事項を記載した債権管理台帳を整備する必要がある。

しかしながら、5件について督促状発付その他の必要事項の記載が漏れており、1件について債権管理台帳を作成していなかったため、債権管理の状況が確認できなかった。

イ 債権管理においては、滞納となった事案の日常の進捗管理に気を配るとともに、正当な理由もなく滞納を放置したり、手続の時期を逸したりすることがないように努めなければならない。

しかしながら、消滅時効の更新の措置を講じていなかった債権3件について、財産調査等を行わず、時効期間経過後も必要な措置を講じることなく、長期に渡って催告を続けていた。

ウ 裁判上の和解をした債権のうち、和解条項に違反し、期限の利益を失った2件の主たる債務者及びその連帯保証人に対しては、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金を直ちに支払うよう請求する必要がある。

しかしながら、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額について調定及び納入の通知をせずに、和解条項に基づく分割納付書のみ送付を続けていた。

(教育環境課)

② 役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。

しかしながら、「構造計算適合性判定手数料」に係る役務費3件について、

請求日から30日を超えて支払っていた。また、令和5年度の2件については、遅延利息を支払う必要があるにもかかわらず、支払っていなかった。

役務費の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

なお、請求日と受理日は異なっており、受理日から30日以内には支払いを行っている旨の説明があったが、受理日を確認できる記録等はなかった。請求書の受理日は、将来事故発生の場合の争点となり、その立証を要することも予想されることから、請求書に受理日付印を押印する等の方法により、請求書受理後の経過を明らかにされたい。

(教育環境課)

- ③ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、電柱、電線、地下埋設物等及び郵便差出箱設置の使用料は、「福岡市公有財産規則の一部改正等について」（昭59.3.30財管第174号財政局長通知）により、道路敷となっている場合を除き、福岡市公園条例施行規則第12条及び第13条により算定した占用料の額を準用して徴収することとされている。

しかしながら、地中送電線（管路）埋設のための目的外使用許可において、相手方から提出された使用継続申請書に面積が過大に記載されており、添付図面上も面積が確認できないにもかかわらず、相手方に確認しないまま使用料を算定した結果、使用料を過大に徴収していた。

行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。また、他に同様の事例がないか確認の上、再発防止に取り組まされたい。

(教育環境課)

- ④ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、公募を実施せずに設置させる自動販売機の使用料は、「自動販売機を設置させる場合の取扱いについて」（平成21年9月18日財政局長通知）により、同通知の表に掲げる金額（1台の占用面積（空き容器入れ等を含む。）が1㎡を超えるものについては、当該1㎡を超える面積について1㎡までごとに同表の金額をそれに加算した金額）以上の額とすることとされている。

しかしながら、次のような事例が見受けられた。

行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

ア 自動販売機1台について、令和2年度中に空き容器入れを設置させたこと

により、占用面積が1㎡を超えていたが、使用料を変更していなかった。

なお、当該事実については、令和3年度定期監査において改善を求めていたが、検討した事実は確認できなかった。

イ 自動販売機6台について、占用面積の合計により使用料を算定していた。

なお、令和3年度定期監査において、同様の事例に対する指導を行っていた。

ウ ア及びイの結果、令和4年度、同5年度及び同6年度において、使用料を過少に徴収していた。

(総合図書館運営課)

- ⑤ 借損料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの
給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、「電子図書館用電子書籍コンテンツ等契約」に係る借損料等6件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。

なお、令和3年度の定期監査において、同様の指摘を行っていた。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総合図書館図書サービス課)

- ⑥ 備品購入費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、スポットクーラーに係る備品購入費等33件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。

なお、令和3年度の定期監査において、同様の指導を行っていた。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(博多工業高等学校)

- ⑦ 学校徴収金の精算等について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
学校徴収金の取扱いにあたっては、教育委員会が策定した福岡市立学校徴収金等取扱要綱に基づき、適正に処理しなければならないが、高等学校の校納金については、マニュアル等の整備がなされていないことから、小・中・特別支援学校を対象とする学校徴収金事務処理マニュアルを参考に事務処理を行っており、同マニュアルにおいては、原則として年度繰越は認められず、年度末に精算のうえ返金することとされている。

しかしながら、校納金について、年度末に精算を行っておらず、また、卒業後、返金までに最長1年程度の期間を要していた。

学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性・公益性を有するとともに、児童生徒・保護者の学校に対する信託に基づいて校長が執行する経費であり、公費に準じた性格を有していることから、保護者等の信頼を得られるよう、適正な事務処理を行うとともに、今後は、高等学校における学校徴収金の事務処理についてルールを整備されたい。

(博多工業高等学校)

- ⑧ 印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、図書の購入に係る印刷消耗品費2件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあつた。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(有住小学校)

- ⑨ 修学旅行の業者選定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

福岡市職員の公務員倫理に関する条例及び福岡市職員倫理行動規準（以下「倫理行動規準」という。）は、職員が利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けることを禁止している。修学旅行の業者選定にあたっては、福岡市立学校徴収金等取扱要綱及び学校徴収金事務処理マニュアルに基づき、学校が設置する修学旅行業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において適正に実施しなければならない。

しかしながら、令和5年度実施の修学旅行において、選定時に提出された企画見積書の提案により、選定委員会の委員3名を含む教職員11名が、「引率者交通費」として旅行代金に含まれない金券（市バス1日乗車券）を業者から受け取っていた。

修学旅行の費用は保護者負担であることから、業者は倫理行動規準第5条第1項第7号に定める利害関係者には該当しないが、業者選定により直接に利益を受けていることから、倫理行動規準第5条第1項第1号に定める利害関係者に該当し、選定委員会の委員である教職員3名が金券を受け取ったことは、倫理行動規準第6条第1項第1号に定める利害関係者との間における禁止行為に違反するものと考えられる。

また、最低価格の提案業者を選定していることから、結果への影響は確認できなかったが、不信を招きかねない不適切な行為でもある。

修学旅行の業者選定に当たっては、企画見積書の提案内容が適切であるか十分確認するよう注意するとともに、再発防止に取り組まれない。

(東住吉中学校)

- ⑩ 光熱水費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの
給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、LPガスの購入に係る光熱水費等8件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(小呂中学校)

- ⑪ 市立学校における薬品や危険物等の適正な管理について (意見)

市立学校で使用する薬品や危険物等(塩酸、水銀、ガソリン等)については、児童生徒及び教職員の生命や健康の確保を第一に考え、取扱いについては細心の注意を払う必要があることから、教育委員会が策定した「学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック」に基づき管理するよう定められている。また、薬品管理台帳については、万一、事件・事故が生じた場合には関係機関から提示が求められることもあるため、正確に記帳する必要がある。

これまで、市立学校における薬品や危険物等の管理については度々指導を行ってきたところであるが、今回の定期監査においても、使用実績のない薬品を多数保管していた事例や、必要な表示のない容器で薬品を保管していた事例、薬品管理台帳を作成していない事例等、依然として複数の学校で不適切な管理状況が見受けられた。

各学校に対して、薬品の適正な保管方法や薬品管理台帳の記載方法について周知徹底するとともに、マニュアルに基づいた適正な管理がなされているか点検を実施する等、再発防止や未然防止に取り組まれない。

(教育支援課、小学校教育課、中学校教育課、高校教育課、発達教育センター)

- ⑫ 市立学校における財務事務の適正な執行について (意見)

市立学校においては、これまで事務処理誤りの防止、安全管理に向けた対策等に取り組まれているところではあるが、今回の定期監査において、前述⑥から⑩までの事例にあるとおり、支払い遅延、修学旅行の業者選定、薬品や危険物等の管理等について不適切である事例が複数の学校で見受けられた。

教育委員会においては、関連する要綱やマニュアルの遵守及び活用状況を確認するとともに(運用上の問題)、これらの要綱やマニュアルが各事務を適正かつ効率的・効果的になされる仕組みとなっているかどうかについて点検し(整備上の問題)、学校における事務の特性やリスクに応じた内部統制の充実

に取り組まれない。

(総務課、関係課)

(工事監査)

1 局別監査

(1) 総務企画局

監査の対象となる工事等はなかった。

(2) 財政局

① 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 設計変更を適正に行うべきもの [重点事項]

こども総合相談センター空調設備更新工事 [No.8]

(契約金額6,106万3,200円)

本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。

空調設備工事における天井内の仮設足場について、吊り足場から作業床の設置に変更した。

また、空調設備の集中リモコンについては、各階に1台ずつ設置することにしてしたが、集約が可能であったため、全体で1台に変更した。

しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。

今後は、適正な設計変更に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

イ 経済性、有効性を考慮した設計を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事(その1) [No.4]

(契約金額7,130万6,400円)

本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。

女子便房において、壁面に擬音発生装置を設置しているが、温水洗浄便座にも擬音発生機能があり、機能が重複した不経済な整備となっていた。

また、排水設備工事において、排水立管に満水試験用の継手を設置しているが、設計図書に満水試験の実施を規定していなかったことから、結果として、満水試験が実施されておらず、所期の目的が達成されていなかった。

今後は、経済性、有効性を考慮した設計に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

す

ウ 設計変更を適正に行うべきもの [重点事項]

福岡競艇場競技棟空調設備改修工事 [No.18]

(契約金額4,042万8,630円)

本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。

地下オイルタンクの撤去工事において、当初設計では、地下オイルタンクの撤去とともに、外郭コンクリート躯体の撤去も行うこととしていたが、契約後に上空を通る架空電線が支障になり、土留めに必要な鋼矢板の打設ができないことが判明したため、外郭コンクリート躯体の撤去を取りやめた。

しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。

今後は、適正な設計変更に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す

② 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

こども総合相談センター空調設備更新工事 [No.8]

(契約金額6,106万3,200円)

本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。

空調設備工事の積算において、室外機の搬出入費及び据付費については、「公共建築工事標準単価積算基準」により歩掛が規定されているにもかかわらず、誤って見積りにより単価を決定していた。また、室外機のアンカーを重複して計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

屋外の冷媒管を保護するダクトを誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

イ 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事(その1) [No.4]

(契約金額7,130万6,400円)

本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。

衛生設備工事の積算において、はつり工事にかかるX線内部探査は見積りを徴収して単価を決定していたが、見積りにおいて探査の箇所数が誤っていた。

また、換気ダクトのボックスに対する消音内張りについて、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

洋風大便器に温水洗浄便座を設置する場合は、普通便座との差額分の労務費を追加計上する必要があるが、誤って計上していなかった。

また、福祉型便房に衛生器具と器具周りの内装が一体化された製品を設置しているが、内装の組立てにかかる労務費を誤って計上していなかった。

さらに、上水管及び中水管への表示テープ巻き及び上水管との誤接合防止策としての中水管への塗装工事を誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ウ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟空調設備更新工事 [総合評価] [No.5]

(契約金額2億8,518万2,700円)

本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。

空調設備工事の積算において、本工事で採用した床置型空調機の据付費は「公共建築工事標準単価積算基準」に歩掛が規定されていないため、空調機の更新に伴うキャビネットの取外し及び復旧にかかる費用も含めて、見積りを徴収して決定する必要があるが、誤って本工事で採用した機種とは異なる機種の歩掛を適用し、また、キャビネットの取外し及び復旧にかかる費用を計上していなかった。

また、本工事は発注者指定方式による週休2日工事の対象工事であり、その場合は労務費を割増しする必要があるが、誤って一部の労務費を割増ししていなかった。

さらに、設計変更における共通費の算定において、設計変更に伴い算定条件が変更になったにもかかわらず、誤って条件を変更せずに算定していた。

その結果、過小な積算となっていた。

設計変更にて、既存空調機における冷媒回収工事を追加したが、機器の台数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表 2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

エ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

福岡競艇場競技棟空調設備改修工事 [No.18]

(契約金額4,042万8,630円)

本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。

空調設備工事の積算において、弁類に対して誤った材質及び種類の単価を適用していた。

また、自動制御設備工事における休日夜間割増費及び既存側溝の撤去復旧費について、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。

さらに、冷媒管への化粧カバーの数量が誤っており、また、埋設油管の撤去費を重複して計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表 4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

オ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

福岡サンパレス給湯設備改修工事 [No.13]

(契約金額4,450万500円)

本工事は福岡サンパレスの給湯設備を改修する工事である。

「建築設備工事積算基準の運用」によると、入居者の執務や利用環境保持のため作業の連続性がなく作業効率が低下する工事や、常に作業を行う建物内に居住者がいる施設で作業時間に制限がある工事においては、標準歩掛りを割増しした改修単価を適用することとしている。本工事においては、ホール、レストラン、ホテル等の施設を利用しながら工事を行う条件であるため、同積算基準の運用に基づき標準歩掛りを割増しした改修単価を適用する必要があったが、誤って標準歩掛りを割増ししていない新営単価を適用していた。

また、給湯管の単価適用が誤っていた。

さらに、伸縮管継手と振れ止め支持材を誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

給湯管における保温工事の単価適用を誤っていた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

- ③ 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約事務を適正に行うべきもの [重点事項]

[小規模工事等監査]

本庁舎空調設備更新及び省エネ等検討業務委託 [No. 7]

(契約金額249万7,000円)

本委託は本庁舎における空調設備の更新等の検討を行う業務委託である。

委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。

しかしながら、本委託においては、提出が必要である図書のうち一部の図書が履行期間内に提出されていないにもかかわらず、業務完了と認めて業務委託料を支払っていた。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(財産管理課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「法令遵守」に係る注意事項であることを示す

- ④ 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約事務を適正に行うべきもの

本庁舎行政棟空調設備更新工事 [総合評価] [No. 5]

(契約金額2億8,518万2,700円)

本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。

入札時において、入札参加業者から「既存空調機の撤去に伴う冷媒回収工事にかかる費用が未計上である」との質疑により、本項目における積算の誤り

(未計上)が発覚したが、「本工事に冷媒回収工事は含まない」と回答して入札を行い、契約後の設計変更にて冷媒回収工事を追加した。

しかしながら、積算の誤りが発覚した質疑の時点で入札を中止し、予定価格を訂正したうえで再度入札手続きを行う必要があった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(設備課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

(3) こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

(4) 経済観光文化局

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
委託料の積算を適正に行うべきもの

[小規模工事等監査]

消防設備保守点検業務委託 [No.15]

(契約金額154万円)

本委託は埋蔵文化財センターの消防設備を保守点検する業務委託である。

委託料の算定において、点検対象である屋内消火栓設備の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(埋蔵文化財センター)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

(5) 道路下水道局

① 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 管渠工の積算及び諸経費の算定を適正に行うべきもの

橋本駅前広場外1道路改良工事 [No.17]

(契約金額6,146万2,500円)

本工事は橋本駅の駅前広場整備工事である。

管渠工の積算において、管(函)渠型側溝(□300、□500)1m当たりの単価で算出すべきところ、誤った見積単価を適用していた。また「土木工事実施設計単価表」の管(函)渠型側溝の単価を適用すべきところ、誤って見積りを徴収した単価を採用していた。

さらに、「土木工事標準積算基準書」によると、仮囲いの運搬費は共通仮設費率に含まれているにもかかわらず、誤って別途仮囲いの運搬費を計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(西部道路課)

イ 配管据付工の積算を適正に行うべきもの

西部水処理センター 2系消化槽機械設備更新工事 [総合評価] [No.37]

(契約金額7億1,276万8,100円)

本工事は水処理センターにおける消化槽の機械設備を更新する工事である。

配管据付工の積算において、「下水道用設計標準歩掛表」によると、既設管廊内及び既設機器設置場所での作業は歩掛を上乗せすることとなっている。しかしながら、小配管据付けにおいて、誤って歩掛を上乗せしなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設整備課)

- ② 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
ア 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]

福岡空港線電線共同溝建設工事 (その1) [総合評価] [No.10]

(契約金額 1 億6,347万2,100円)

本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。

現況舗装撤去 (インターロッキングブロック) の無筋コンクリート処理について、当初設計で誤った認定再利用施設 (中間処理施設) の処分料単価を採用していたことから、数量等の変更に伴う設計変更に合わせて適正な単価に変更していた。

しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更をすべきではなかった。

今後は、適正な契約変更を努められたい。

(東部道路課)

- イ 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]

浜の町ポンプ場 バイパス管築造工事 [総合評価] [No.20]

(契約金額 1 億4,284万6,000円)

本工事は浜の町ポンプ場内に下水道管を築造する工事である。

海水の逆流に対応する止水板設置工において、第1回設計変更で誤った止水板の単価を採用していたことから、数量等の変更に伴う第2回設計変更に合わせて適正な単価に変更していた。

しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更をすべきではなかった。

今後は、適正な契約変更を努められたい。

(施設整備課)

- ※ [] 内の数字は、「別表5 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
※ [重点事項] は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事項であることを示す
※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであることを示す

(6) 消防局

特に指摘する事項はなかった。

(7) 交通局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

姪浜車両基地管理棟改修空調換気設備工事（その2）[No.4]

（契約金額5,188万5,900円）

本工事は車両基地内の管理棟における空調換気設備を改修する工事である。

空調設備工事の積算において、全熱交換器の見積りに対して、誤った査定率を適用していた。

また、冷媒管の単価や換気ダクトに対する保温工事の数量が誤っており、機器の搬入費及び搬出費を重複して計上していた。

さらに、換気ダクトに対して総合調整費を計上していたが、本工事における換気機器は単体で運転するため、換気ダクトに対する総合調整費の計上は不要であった。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（姪浜車両工場）

※ [] 内の数字は、「別表7 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

(8) 教育委員会

特に指摘する事項はなかった。

別表1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局 等	監 査 実 施 対 象	
総務企画局	企画調整部	企画課長⑫、統計調査課
	部長（水資源対策）	課長（水資源対策）
	国際部	国際政策課、国際交流課、アジア連携課
財政局	財産有効活用部	財産活用課、課長（ふくおか応援寄付推進担当）、財産管理課、自動車管理事務所
	アセットマネジメント推進部	アセットマネジメント推進課、大規模施設調整課、施設建設課、設備課
こども未来局	こども政策部	総務課、こども政策課、こども健全育成課
	こども健やか部	こども家庭課、こども健やか課、こ

		ども見守り支援課
経済観光文化局	創業推進部	創業支援課、創業・大学連携課、企業連携課、課長（グローバルスタートアップ推進担当）
	文化まつり振興部	文化振興課、課長（アートのまちづくり推進担当）、文化施設課、まつり振興課
	美術館	事業管理課、学芸課
	アジア美術館	運営課、学芸課、課長（魅力向上検討担当）
	ボートレース事業部	経営企画課、開催運営課
道路下水道局	管理部	路政課、自転車課、駐車場施設課、道路維持課、下水道管理課
	用地部	用地調整課、公共施設用地課、東部用地課、中部用地課、西部用地課
消防局	警防部	警防課、消防団課、救急課
	城南消防署	予防課、警備課
	早良消防署	予防課、警備課
	西消防署	予防課、警備課
交通局	運転車両部	安全推進課、運転課、姪浜乗務事務所、橋本乗務事務所、車両課、姪浜車両工場、橋本車両工場
	施設部	技術課、計画課、施設課、課長（建築設備担当）、電気課、姪浜保守事務所、橋本保守事務所
教育委員会	教育環境部	教育環境課、施設課、用地・建替計画課、学校計画課
	指導部	教育相談課、発達教育センター
	総合図書館	運営課、図書サービス課（和白図書館、博多図書館、博多南図書館、中央図書館）、文学・映像課
	高等学校	博多工業高等学校
	小学校	春吉小学校、菅松小学校、小呂小学校、下山門小学校、長丘小学校、有

		住小学校
	中学校	東住吉中学校、城西中学校、小呂中学校、城香中学校
	特別支援学校	福岡中央特別支援学校
	共同学校事務室	東部共同学校事務室、中部共同学校事務室、西部共同学校事務室

別表 2

財政局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 東区唐原七丁目114番外 境界確定、分筆業務委託	2,184,600円	令和6年1月31日から 令和6年3月25日まで
2	本庁舎行政棟便所等改修工事（その1）	84,890,300円	令和4年9月22日から 令和5年5月1日まで
3	本庁舎屋上受変電設備設置工事 [総合評価]	129,800,000円	令和4年9月3日から 令和6年3月15日まで
4	本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事（その1）	71,306,400円	令和4年11月16日から 令和5年4月21日まで
5	本庁舎行政棟空調設備更新工事 [総合評価]	285,182,700円	令和5年7月8日から 令和6年3月12日まで
6	[小規模工事等監査] 本庁舎庁議室・議場・第3特別委員会室音響設備保守委託	1,485,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
7	[小規模工事等監査] 本庁舎空調設備更新及び省エネ等検討業務委託	2,497,000円	令和5年9月21日から 令和6年3月15日まで

別表 3

こども未来局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	小呂保育所 遊具更新工事	10,914,200円	令和5年6月21日から 令和5年12月12日まで
2	[小規模工事等監査] 令和5年度公立保育所園庭樹木管理委託	1,639,000円	令和5年5月26日から 令和6年3月31日まで

3	那珂保育所屋根改修工事	36,025,110円	令和4年8月10日から 令和5年3月6日まで
4	南部療育センター（仮称）新築工事 実施設計業務委託	28,600,000円	令和4年9月1日から 令和5年1月31日まで
5	[小規模工事等監査] 南部療育センター（仮称）省エネルギー消費性能調査等業務委託	2,275,900円	令和5年5月2日から 令和5年7月31日まで
6	こども総合相談センター外壁改修その他工事 [総合評価]	227,551,500円	令和4年6月22日から 令和5年3月22日まで
7	[小規模工事等監査] こども総合相談センター内部改造工事検討業務委託	1,980,000円	令和6年1月26日から 令和6年3月7日まで
8	こども総合相談センター空調設備更新工事	61,063,200円	令和4年6月28日から 令和5年2月28日まで
9	[小規模工事等監査] こども総合相談センター交換電話設備保守点検業務委託	2,244,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

※No. 1、3、4、6、8については、財政局に依頼した工事等である

別表4

経済観光文化局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 福岡市美術館エスプラナードコンクリートプランター植替え作業等業務委託	374,000円	令和5年4月24日から 令和5年7月31日まで
2	平尾山荘園路整備工事	6,270,000円	令和5年6月30日から 令和5年10月27日まで
3	[小規模工事等監査] 生の松原元寇防塁樹木剪定等業務委託	891,000円	令和6年3月15日から 令和6年3月28日まで
4	ボートレース福岡 遮蔽網付うねり止め消波装置取替工事	114,400,000円	令和4年12月29日から 令和5年3月15日まで
5	市指定史跡東光院境内木造建築物修復工事等に係る調査検討業務委託	15,400,000円	令和5年6月27日から 令和6年3月31日まで
6	鴻臚館跡展示館改修工事	75,488,600円	令和3年11月19日から 令和4年7月11日まで
7	生の松原元寇防塁便所新築工事	37,292,200円	令和4年9月22日から 令和5年3月17日まで
8	埋蔵文化財センター月隈収蔵庫外壁改修その他工事 [総合評価]	137,590,200円	令和4年7月7日から 令和4年12月13日まで

9	埋蔵文化財センター1期工事（外壁改修工事）	126,066,600円	令和4年8月25日から 令和5年2月28日まで
10	福岡市博物館リニューアル基礎的設計業務委託	136,400,000円	令和5年6月23日から 令和6年3月31日まで
11	福岡競艇場競技棟その他屋上防水改修工事	54,282,800円	令和5年8月11日から 令和5年12月19日まで
12	福岡サンパレス舞台用照明設備更新工事	28,793,160円	令和4年9月23日から 令和5年3月15日まで
13	福岡サンパレス給湯設備改修工事	44,500,500円	令和5年11月22日から 令和6年4月15日まで
14	福岡城跡建造物消防設備更新工事	23,134,100円	令和5年8月9日から 令和6年3月15日まで
15	[小規模工事等監査] 消防設備保守点検業務委託	1,540,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
16	令和5年度福岡市博物館維持管理業務委託	134,244,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
17	福岡競艇場中央スタンド1F照明更新工事	45,482,800円	令和5年9月20日から 令和6年3月25日まで
18	福岡競艇場競技棟空調設備改修工事	40,428,630円	令和5年10月12日から 令和6年3月12日まで
19	[小規模工事等監査] ボートレース福岡 競技進行システム表示盤等保守点検業務委託	1,122,000円	令和5年4月1日から 令和6年1月31日まで

※No. 2、6、7、8、9、11、12、13、14、17、18については、財政局に依頼した工事等である

別表5

道路下水道局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 東区若宮二丁目地内外2樹木撤去等業務委託	942,700円	令和4年12月9日から 令和5年3月18日まで
2	橋本駅自転車駐車場基本検討業務委託	7,317,200円	令和4年2月22日から 令和5年3月24日まで
3	令和3年度橋梁補修工事（その5）	137,199,700円	令和3年9月10日から 令和4年6月30日まで
4	第一遮集幹線調査・検討業務委託	18,087,300円	令和4年10月5日から 令和5年5月31日まで

5	西新幹線清掃業務委託	10,294,900円	令和5年11月17日から 令和6年3月20日まで
6	井尻六ツ角交差点立体横断施設設置効果等検討業務委託	21,463,200円	令和5年8月18日から 令和6年3月15日まで
7	レインボープラン天神第3期事業等検討業務委託	16,346,000円	令和5年10月12日から 令和6年3月25日まで
8	県道入部中原停車場線① 外1箇所災害査定資料作成業務委託	7,475,600円	令和5年7月25日から 令和5年10月4日まで
9	市道香椎4800号線工事用道路整備工事	139,921,100円	令和4年5月25日から 令和5年3月15日まで
10	福岡空港線電線共同溝建設工事(その1) [総合評価]	163,472,100円	令和4年10月8日から 令和5年11月30日まで
11	主要地方道博多停車場線歩行空間整備工事(その3)	30,177,400円	令和5年10月12日から 令和6年3月22日まで
12	都市計画道路博多箱崎線外1線(千代・馬出)道路舗装工事(その5)	103,237,200円	令和5年8月9日から 令和6年3月25日まで
13	都市計画道路吉塚松崎線(吉塚)道路・橋梁詳細設計業務委託	37,569,400円	令和4年6月24日から 令和5年3月15日まで
14	市道千代今宿線(興徳寺橋)護岸築造工事(その2)	122,223,200円	令和4年9月21日から 令和5年9月29日まで
15	令和4年度汐井大橋橋梁補修工事	129,195,000円	令和4年5月25日から 令和5年3月15日まで
16	令和5年度橋梁補修工事(その4)	86,247,700円	令和5年8月9日から 令和6年3月22日まで
17	橋本駅駅前広場外1道路改良工事	61,462,500円	令和5年6月20日から 令和6年3月15日まで
18	都市計画道路長尾橋本線(茶山)用地測量業務委託(その5)	2,627,900円	令和5年5月31日から 令和6年3月15日まで
19	中部水処理センター 混合濃縮汚泥貯留槽防食更新工事	89,740,200円	令和3年6月10日から 令和4年5月31日まで
20	浜の町ポンプ場 バイパス管築造工事 [総合評価]	142,846,000円	令和3年11月9日から 令和5年6月15日まで
21	新西部水処理センター外施設管理業務委託	19,800,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
22	築港駐車場外壁改修その他工事 [総合評価]	227,927,700円	令和3年7月8日から 令和4年5月31日まで

23	西部水処理センター下水汚泥固形燃料 化事業付帯（汚泥焼却棟解体）工事 〔総合評価〕	321,710,400円	令和4年11月17日から 令和6年3月15日まで
24	塩浜ポンプ場外壁改修工事	47,185,600円	令和5年7月20日から 令和5年12月19日まで
25	西部水処理センター2-1系水処理棟 屋上防水更新工事 〔総合評価〕	116,483,400円	令和5年8月4日から 令和6年1月31日まで
26	〔小規模工事等監査〕 和白水処理センター看板製作業務委託	495,000円	令和5年11月22日から 令和5年12月28日まで
27	福岡広域都市計画事業 貝塚駅周辺土 地区画整理事業用地調査等業務委託その 2	6,600,000円	令和5年1月24日から 令和5年6月6日まで
28	一般国道495号（和白丘）道路改良事 業用地調査等業務委託その1	6,853,000円	令和4年4月27日から 令和4年12月22日まで
29	都市計画道路老司片江線（やよい坂） 道路改良事業用地調査等業務委託その 2	10,175,000円	令和4年10月29日から 令和5年3月24日まで
30	令和5年度道路照明灯調査表更新業務 委託（西区、東区）	10,780,000円	令和5年11月8日から 令和6年2月15日まで
31	博多駅前線照明灯設置工事	24,684,000円	令和4年7月14日から 令和5年3月15日まで
32	下水道施設統合監視システム保守業務 委託	24,200,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
33	〔小規模工事等監査〕 中部水処理センター外4箇所排水ポン プ点検業務委託	2,145,000円	令和5年11月14日から 令和6年2月28日まで
34	菰川ポンプ場 電気設備更新工事 〔総合評価〕	447,619,590円	令和3年2月27日から 令和4年5月31日まで
35	東部水処理センター 脱水汚泥貯留設 備改修工事	400,400,000円	令和3年6月29日から 令和4年5月31日まで
36	中部水処理センター 水処理中央監視 制御設備改修外工事	429,000,000円	令和3年6月30日から 令和4年6月30日まで
37	西部水処理センター 2系消化槽機械 設備更新工事 〔総合評価〕	712,768,100円	令和3年10月21日から 令和5年3月15日まで
38	東部水処理センター 5系水処理電気 設備外更新工事 〔総合評価〕	245,300,000円	令和4年10月8日から 令和6年3月15日まで

39	東部水処理センターNo. 1汚泥脱水機外修理	54,010,000円	令和4年10月28日から 令和5年3月15日まで
40	東部水処理センター焼却炉監視制御設備・計装機器保守点検業務委託	25,630,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
41	中部水処理センター計装設備外修理	39,600,000円	令和5年12月1日から 令和6年3月15日まで
42	中部水処理センター濃縮機外修理	49,500,000円	令和5年10月24日から 令和6年3月15日まで
43	西部水処理センター送風機設備修理	45,980,000円	令和4年8月13日から 令和5年3月15日まで
44	新西部水処理センター外計装機器・監視制御設備保守点検業務委託	13,750,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
45	和白水処理センター外機器の運転保守業務委託	282,480,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

※No. 22、23、24、25については、財政局に依頼した工事等である

別表 6

消防局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	指令システム中間更新に伴う石綿試料採取分析調査業務委託	4,677,200円	令和5年4月12日から 令和5年7月31日まで
2	消防指令管制情報システム中間更新業務委託	2,534,400,000円	令和4年5月13日から 令和6年3月15日まで

別表 7

交通局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	博多駅外2駅電照広告LED化工事	23,032,350円	令和5年12月12日から 令和6年3月20日まで
2	3000系車両2次車製作	4,950,000,000円	令和元年12月25日から 令和4年6月30日まで
3	姪浜車両基地管理棟改修電気設備工事(その2)	63,855,000円	令和4年3月29日から 令和5年1月31日まで
4	姪浜車両基地管理棟改修空調換気設備工事(その2)	51,885,900円	令和4年3月29日から 令和5年1月31日まで

別表 8

教育委員会 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
-----	-------	---------	-----

1	教育センター管理業務の一部委託	20,911,000円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
2	[小規模工事等監査] 映像ホールAVシステム及びミニシア ターAVシステム更新業務委託	720,500円	令和5年2月1日から 令和5年3月24日まで